

# 長野県喀痰吸引等研修実施要綱

平成 24 年 5 月 28 日 24 健長介第 151 号、24 障第 160 号  
一部改正 平成 25 年 2 月 5 日 24 健長介第 581 号、24 障第 530 号  
一部改正 平成 26 年 6 月 12 日 26 介第 225 号、26 障第 195 号  
一部改正 平成 29 年 4 月 28 日 29 介第 85 号、29 障第 125 号  
一部改正 平成 30 年 4 月 1 日 29 地福第 792 号、29 介第 616 号、29 障第 801 号  
一部改正 平成 31 年 4 月 1 日 30 地福第 872 号、30 介第 593 号、30 障第 800 号  
一部改正 令和元年 9 月 1 日 元地福第 409 号、元介第 279 号、元障第 391 号  
一部改正 令和 3 年 2 月 19 日 2 介第 690 号、2 障第 752 号  
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 4 介第 290 号、4 障第 289 号  
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日 4 介第 1407 号、4 障第 1190 号  
一部改正 令和 6 年 4 月 1 日 6 介第 59 号、6 障第 73 号

## 第 1 趣旨

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「省令」という。）附則第 4 条に定める喀痰吸引等研修（以下「研修」という。）及び省令第 26 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる要件を満たす介護福祉士の実地研修（以下、「介護福祉士の実地研修」という。）に係る具体的な実施方法及び修得程度の審査方法等について定めるものとする。

## 第 2 研修実施機関

研修を実施する機関（以下「研修実施機関」という。）は、県（ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できるものとする。）又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）附則第 13 条に定める登録研修機関とする。

## 第 3 懇談会

県は、研修及び介護福祉士の実地研修の実施並びに研修修得程度についての意見を聴くため、「喀痰吸引等研修等実施体制懇談会」を開催するものとする。  
当該懇談会の詳細は別に定める。

## 第 4 研修受講対象者

### 1 第一号、第二号研修

省令別表第一に定める研修（以下「第一号研修」という。）及び省令別表第二に定める研修（以下「第二号研修」という。）の受講対象者は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）を対象とする。

### 2 第三号研修

省令別表第三に定める研修（以下「第三号研修」という。）の受講対象者は、障害者（児）サービス事業所及び障害者（児）施設等（医療機関を除く。）に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）、特別支援学校の教員、保育士等であって、特定の利用者に対して喀痰吸引又は経管栄養（以下「喀痰吸引等」という。）の行為を行う必要のある者を対象とする。

ただし、事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者

の介護施設や居住系サービス（グループホーム、有料老人ホーム）等については、対象とならない。

## 第5 研修事務の内容

研修実施機関は、次の研修事務を行うものとする。

### 1 研修委員会の設置

- (1) 研修実施機関は、研修の実施に先駆けて、当該研修の担当責任者及び経理担当者のほか、研修講師等による研修委員会を設置すること。
- (2) 当該研修委員会において、研修計画の策定、研修講師及び研修教材の選定、研修修得程度の審査方法の検討、実地研修の実施方法及び安全対策等に関する規程の策定、その他研修に関し必要な事項の検討等を行うこと。

### 2 研修計画の策定等

- (1) 研修計画は、研修実施日程、研修実施場所、研修内容、研修講師、研修受講者募集及び決定方法、その他当該研修の実施に関し必要な事項を含むものであること。
- (2) 研修計画は、省令及びこの要綱に定める事項のほか、研修実施機関の定める業務規程等との整合性を図った上で、年度ごとに策定すること。
- (3) 策定した研修計画は、当該年度の初回研修の受講者募集開始日の1か月前までに、「喀痰吸引等研修実施計画書」（別紙1）により県へ提出すること。  
なお、計画に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「喀痰吸引等研修実施計画書」（別紙1）を提出すること。
- (4) 研修実施機関は、研修委員会で作成した研修計画に基づき、研修を実施すること。

### 3 研修実施状況の管理

- (1) 研修受講者の研修受講進捗状況の管理については、「喀痰吸引等研修受講者管理簿」（別紙2-1）を参考とし、帳簿の作成及び管理を行うこと。
- (2) 研修修了の審査については、次のア又はイに基づく審査を実施し、全課程の修了を認められた者に対して、「喀痰吸引等研修（第一号研修、第二号研修）修了証明書」（様式1号又は様式2号）又は「喀痰吸引等研修（第三号研修）修了証明書」（様式3号又は様式4号）を県又は登録研修機関が交付する。
  - ア 第一号研修、第二号研修  
「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号研修及び第二号研修の修得程度の審査方法について」（別添1）による評価を行う。
  - イ 第三号研修  
「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について」（別添2）による評価を行う。
- (3) 研修修了証の交付後10日以内に、「喀痰吸引等研修修了者管理簿」（別紙2-2）及び「喀痰吸引等研修実施結果報告書」（別紙3）を県へ提出すること。

### 4 研修教材の選定

研修教材については、次の(1)及び(2)に示す教材等を参考とし、研修委員会において選定を行うものとする。

なお、これらの研修教材については、研修の円滑実施に資することを目的に技術的助言として行うものであり、これに拠らない研修教材を使用しても差し支えないものとする。

- (1) 研修テキスト（指導上の手引きを含む。）

ア 第一号研修及び第二号研修

「訪問看護と訪問介護の連携によるサービス提供のあり方に関する研究調査事業～介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修カリキュラム等策定に関する研究事業～」(平成23年度老人保健健康増進等事業、実施主体：(社)全国訪問看護事業協会)において作成した『介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト』

イ 第三号研修

平成23年度「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業」において厚生労働省が作成した『介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修テキスト』

(2) 実地研修関係様式

ア 喀痰吸引等研修 指示書

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知)の別添1中、別紙様式34に定める「介護職員等喀痰吸引等指示書」

イ 喀痰吸引等研修 計画書

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式1「喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書」

ウ 喀痰吸引等研修 同意書

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式2「喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書」

エ 喀痰吸引等研修 報告書

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式3「喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書」

オ ヒヤリハット様式

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式4「喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書」

5 研修講師の選定

- (1) 研修講師は、医師、保健師、助産師又は看護師のいずれかの資格を有し、別表「喀痰吸引等研修講師の要件」に示す講習等を修了した者であること。

ただし、第一号研修又は第二号研修の科目「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」並びに第三号研修の「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、当該科目に関する相当の学識経験を有する者を講師として差し支えないものとする。また、第一号研修又は第二号研修の基本研修の演習科目「救急蘇生法」については、救急救命士が研修講師の指示の下で研修講師の補助者として研修に携わることは差し支えないものとする。

- (2) 研修講師は、研修委員会において公正・中立な選定を行うこと。

なお、研修講師が構成委員を兼務することは差し支えないものとする。

- (3) 研修講師候補者については、履歴書等を提出させ、研修講師の要件との整合性や適正等につき、十分な審査を行うこととし、適宜、当該研修講師候補者への面接、ヒアリング等の実施についても行うよう努めること。

なお、研修講師候補者に提出させる履歴書等については、「喀痰吸引等研修 研修講師

履歴書」(別紙4)を参考とし、研修講師として決定した場合は、第5の2(3)の研修計画の提出に際し、研修講師の履歴書等(実地研修指導講師を除く。)を併せて県へ提出すること。

(4) 研修実施機関は、研修講師について、次のアからウの区分に基づく管理を行うこと。

ア 講義を担う研修講師を、講義担当講師という。

イ 演習を担う研修講師を、演習指導講師という。

ウ 実地研修を担う研修講師を、実地研修指導講師という。

## 6 筆記試験に関する事務

省令附則第13条第2号に基づく基本研修の講義における修得程度の審査は、「筆記試験事務規程」(別紙5)に基づき実施すること。

## 7 実地研修に関する事務

(1) 省令附則第13条各号の実地研修は、研修実施機関自らが実地研修を実施する場合又は委託を行う場合のいずれにおいても、研修委員会において策定した実地研修の実施方法及び安全対策等に関する事務規程(以下「安全対策等に係る事務規程」という。)を満たす施設、事業所又は病院等(以下「実地研修施設」という。)を選定し、実施すること。

(2) 実地研修を委託して実施する場合は、実地研修を開始する前までに「喀痰吸引等研修実地研修施設承諾書」(別紙6)を参考とし、文書による承諾を得ること。

(3) 安全対策等に係る事務規程は、次のアからウの内容を含む内容とすること。

ア 実地研修の実施にあたって、実施研修指導講師と実地研修施設の医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理を行う体制が確保されていること。

イ 実地研修施設の管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修の協力者である利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等(以下、「実地研修協力者」という。)の書面による同意(同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。)、事故発生時の対応(関係者への報告、実地研修協力者への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等に係る記録及び保存等を含む。)、実地研修協力者の秘密の保持(関係者への周知徹底を含む。)等に関する体制整備がなされていることなど、研修委員会で定める安全対策等に係る事務規程を満たしていること。

ウ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。

## 第6 研修の一部履修免除

研修実施機関は、研修受講者を決定する際には、研修受講申込者の申請により、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」(平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知)の第5の2の(4)「研修の一部履修免除」の規定に基づく研修等の受講履歴が確認される場合は、当該研修の一部を履行したものととして取り扱うことができるものとする。

ただし、法第40条第2項第5号の規定に基づく養成施設又は学校において医療的ケアの科目を履修した者については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号研修及び第二号研修の修得程度の審査方法について」別添1の3の規定により、当該研修の一部を履修したものととして取り扱うことができるものとする。

また、重度訪問介護従業者養成研修統合課程(平成18年厚生労働省告示第538号別表第三)の修了者については、第三号研修の基本研修を履修したものととして取り扱うことができるものとする。

## 第7 研修実施上の留意事項

喀痰吸引等研修の実施にあたっては、次の事項に留意して行うこと。

なお、これらの留意事項についても、適宜、研修委員会において具体的な取り決めを行うこと。

- 1 講義は集合的な研修実施で差し支えないが、演習については少人数のグループを編成して実施すること。
- 2 研修実施日程、研修開催期間、研修受講定員等の設定にあたっては、研修受講者の多くが現に介護等の業務に従事している者であることを鑑み、開講日や時間等について工夫をするなど、適宜受講し易い環境設定に配慮すること。
- 3 実地研修の実施にあたっては、研修実施機関の責任において、必ず損害賠償保険制度に受講者を加入させること。

## 第8 介護福祉士の実地研修

登録喀痰吸引等事業者が実施する介護福祉士の実地研修については、「介護福祉士の実地研修」（別添3）により行う。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年6月12日から適用する。

この要綱は、平成29年4月28日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和元年9月1日から適用する。

この要綱は、令和3年2月19日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表「喀痰吸引等研修講師の要件」

1 第一号研修又は第二号研修講師

- ア 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した者
- イ 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知)による指導者講習を修了した者
- ウ 「平成24年度喀痰吸引等指導者講習(第一号、第二号研修指導者分)の開催について」(平成24年5月18日 社援基発0518第1号社会・援護局福祉基盤課長通知)による指導者講習を修了した者
- エ 都道府県で実施する上記イ又はウの指導者講習と同等の内容の講習を修了した者
- オ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成23年10月28日 社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める医療的ケア教員講習会を修了した者

2 第三号研修講師

- ア 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)について」(平成23年9月14日 障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める指導者養成事業を修了した者
- イ 平成24年度以降にアの指導者養成事業を修了した者
- ウ 1のアからオに定める講習等を修了した者